

## 年金記録問題に関する情報提供のお願いについて

### (お願いの趣旨)

年金記録問題検証委員会では、年金記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行っているところですが、年金記録問題は長い経緯があり地域的にも日本全国に関係者が存在するものと考えられます。

本委員会では、年金記録問題に関する調査を適正に進めるため、以下の要領で国民の皆様から情報提供を求めることとしました。情報を提供された方の個人情報又はプライバシーの保護には万全の措置を講じますので、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

### 1. 情報の提供をお願いしたい方

- ① 過去に転職されて複数の年金制度に入っていたり、住居を変更したりした関係で、ご自身やご家族の年金記録の確認・訂正を行われた方などで、社会保険庁本庁、都道府県年金主管課（平成12年4月以降は地方社会保険事務局）、社会保険事務所（以下「社会保険庁等」という）との間で困難な交渉等をご経験された方
- ② 年金に関する業務に従事したことがある方
  - ・ 社会保険庁等において、社会保険庁等の職員（臨時職員を含む）として、年金に関する業務に以前に従事したことがある、又は現在従事している方
  - ・ 社会保険庁等から委託を受けて、年金の事務処理システムの開発、データ入力等の関係業務に以前に従事したことがある、又は現在従事している方
  - ・ 市町村又は企業等において、国民年金や厚生年金に関する業務に以前に従事したことがある、又は現在従事している方

## 2. 提供を希望する情報

年金記録問題に結びついた社会保険庁等の組織的な事務処理や業務設計についての情報

具体的には、年金記録のデータ入力・変更、マイクロフィルム化、オンライン化、紙台帳の保存・廃棄、基礎年金番号導入に伴う統合等の取り扱いに関して、必要な処理手順が示されなかったり、そもそも業務の設計に構造的な問題があったりしたために、慎重さや適切さを欠くこととなった事例など

(参考)

年金記録問題とは、例えば、以下のような点が、報道等で指摘されています。

- ・ 年金記録のデータ入力・変更、マイクロフィルム化の際の処理の誤り（確認の未実施を含む。）
- ・ 事業主（厚生年金）、市町村（国民年金）からの報告・進達の経過での誤り
- ・ データ、マイクロフィルム、紙台帳の保存・廃棄上の問題
- ・ 基礎年金番号への統合作業の進捗管理等の問題

なお、ご自身やご家族の年金記録に関するご相談・ご質問は厚生労働省・社会保険庁までよろしくお願ひします。

- ねんきんダイヤル 0570-05-1165
- ねんきんあんしんダイヤル 0120-657830

## 3. 受付窓口（下記の宛先で受け付けております。）

- ・ 郵送 〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2  
年金記録問題検証委員会 事務局（総務省行政評価局）
- ・ ファックス 03-5253-5990
- ・ インターネット（←クリックしてください。）  
（通信情報の暗号化（SSL化）によりセキュリティは保護されています。）  
→インターネットでは7月9日（月）より受付を開始します。

#### 4-1. 郵便又はファックスによる情報提供に当たってのお願い

- (1) 情報提供をしていただける方は、氏名及び連絡先なども合わせてご連絡いただくようお願いいたします。
- (2) 1. ①に該当する年金の受給者や加入者の方は、別紙①「情報提供記入用紙（年金の受給者や加入者の方用）」（←クリックして様式をダウンロードしてください。）をご使用ください。
- (3) 1. ②に該当する年金に関する業務に従事したことがある方は、別紙②「情報提供記入用紙（年金業務に従事したことがある方用）」（←クリックして様式をダウンロードしてください。）をご使用ください。
- (4) 事実関係ができるだけ詳しくわかれば幸いです。また、根拠となる書類などがある場合は合わせてご提供いただければ幸いです。
- (5) なお、ご提供いただいた情報について、お話を伺わせていただくこともありえますので、その際はご協力いただきますようあらかじめお願いいたします。

#### 4-2. インターネットによる情報提供に当たってのお願い

→インターネットでは7月9日(月)より受付を開始します。

- (1) 情報提供をしていただける方は、氏名及び連絡先なども合わせてご連絡いただくようお願いいたします。
- (2) 3. の「インターネット」をクリックしていただくと、別紙③「年金記録問題に関する情報の受付」の記入フォームの画面に変わります。
- (3) 1. ①に該当する年金の受給者や加入者の方は、年金記録に関する相談・交渉をされた時期・場所、相談・交渉の内容、年金記録の取り扱いに関して適切さを欠いた事例について、「年金記録問題に関する情報」欄にご記入していただくようお願いします。
- (4) 1. ②に該当する年金に関する業務に従事したことがある方は、年金記録に関する業務に従事されていた時期・場所、従事された業務の内容、年金記録の取り扱いに関して適切さを欠いた事例について、「年金記録問題に関する情報」欄にご記入していただくようお願いします。
- (5) 事実関係ができるだけ詳しくわかれば幸いです。ただし、添付資料を同時に送信することはできませんので、根拠となる書類などがある場合は、お手数ですが、記入フォームの「年金記録問題に関する情報」欄にその旨記載の上、郵送又はファックスでご提供いただければ幸いです。
- (6) なお、ご提供いただいた情報について、お話を伺わせていただくこともありえますので、その際はご協力いただきますようあらかじめお願いいたします。

## 5. 情報提供をお願いする期間

できるだけ速やかなご提供を期待しております。(8月10日(金)までにいただければ幸いです。)

## 6. 情報提供者のプライバシー保護等について

情報を提供された方の個人情報やプライバシーなど秘密の保護については、万全の措置を講ずることとしております。

また、情報を提供していただいた方の個人的な業務上の過失や責任等を追求することを直接の目的とするものではないことをお約束いたします。

提供していただいた情報は、年金記録問題に関する調査について必要な範囲で適切に利用することとします。

郵便又はファックスによる情報提供記入用紙  
(年金の受給者や加入者の方用)

ご氏名	
ご連絡先	(情報の確認先として、連絡先を記入してください。) (住所) 〒           —  (電話番号・ファックス番号・電子メールアドレス)
提供いただける 情報の内容	(年金記録に関する相談・交渉をされた時期・場所)  (相談・交渉の内容)  (年金記録の取り扱いに関して適切さを欠いた事例)  できる限り詳細な記入をお願い申し上げます。

郵便又はファックスによる情報提供記入用紙  
(年金業務に従事したことがある方用)

ご氏名	
ご連絡先	<p>(情報の確認先として、連絡先を記入してください。)</p> <p>(住所)</p> <p>〒       —</p> <p>(電話番号・ファックス番号・電子メールアドレス)</p>
提供いただける情報の内容	<p>(年金業務に従事されていた時期・場所)</p> <p>(従事された業務の内容)</p> <p>(年金記録の取り扱いに関して適切さを欠いた事例)</p> <p>できる限り詳細な記入をお願い申し上げます。</p>

インターネットでの年金記録問題に関する情報の受付

年金記録問題に関する情報（※）

全角 1000 文字（半角英数字 2000 文字）以内

氏名（※）

全角 20 文字（半角英数字 40 文字）以内

電子メールアドレス

半角英数字 128 文字以内

（例）[aaa@aaaaaa.aa.jp](mailto:aaa@aaaaaa.aa.jp)

郵便番号（※）

半角英数字 8 文字以内

（例）123-4567

住所（※）

全角 70 文字（半角英数字 140 文字）以内

電話番号（※）

半角英数字 15 文字以内

（例）03-1234-5678

（※）印の項目は必ずご記入ください。